

# 浩寿苑指定居宅介護支援事業所 [重要事項説明書]

## 1. 事業者

設置者の名称	社会福祉法人 仁賀保中央福祉会
運営者の名称	社会福祉法人 仁賀保中央福祉会
代表者の氏名	理事長 須田直仁
所在地	秋田県にかほ市前川字中ノ森24番地5
他の主な事業	①介護老人福祉施設（定員50名） ②短期入所生活介護（定員20名） ③通所介護（定員25名）

## 2. 浩寿苑指定居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名称	浩寿苑指定居宅介護支援事業所
所在地	秋田県にかほ市前川字中ノ森24番地5
管理者氏名	本藤真一
電話番号	0184-38-4150
FAX番号	0184-38-4152
介護保険指定番号	事業者番号秋田県指定 第0572500569号
サービスを提供する地域	通常の実施地域はにかほ市です 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

### (2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計	当該職員の他の資格
管理者	1名		1名	主任介護支援専門員 介護福祉士
介護支援専門員	2名		2名	主任介護支援専門員 介護福祉士

### (3) 営業日及び時間

営業日	毎週月曜日から土曜日までとし、国民の祝日に関する法律に規定する日及び12月31日から1月3日並びに日曜日を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。 但し、時間外でも電話等により、連絡可能な体制をとる。

### 3. 介護支援サービスの主な内容

- (1) 介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接し、情報を収集し、解決すべき課題等を把握します。
- (2) 介護支援専門員は居宅介護サービス計画作成の開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等のサービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように公正中立に支援します。
- (3) 利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- (4) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。この場合において居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師に交付します。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、サービス計画を市町村に届け出します。
- (6) 介護支援専門員は提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成します。
- (7) 介護支援専門員は居宅介護サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から同意を受けます。
- (8) 介護支援専門員は居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族と指定居宅介護サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅介護サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、また要介護認定区分変更申請等の支援に対応します。
- (9) 介護支援専門員は利用者がその居宅において、日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介等その他の提供を行います。
- (10) 介護支援専門員は 要介護者等の利用者から介護保険施設から退所の依頼があつた場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、居宅サービス計画の作成等の支援を行います。
- (11) 介護支援専門員は、利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所

に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてもらうよう求めます。

(12) その他居宅介護サービスに係る必要な支援を行います。

#### 4. 利用料、その他の費用の額について

(1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、(別紙)のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは無料となります。

(2) 法定代理受領以外は償還払いとし、厚生労働大臣が定める基準額を受領することができるものとします。

#### 5. 居宅介護支援の利用及び提供方法

(1) 居宅介護支援のサービスの利用は、電話等でお申込みください。

当該事業所の職員が居宅にお伺いいたします。その後、当該事業所の重要事項説明書に基づき説明をし、利用契約を締結したのち、サービスの提供が開始されます。

(2) 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時もしくはその家族から提示を求められたときは、これを提示するものとします。

(3) 要介護認定等の申請が行われているか確認させてもらい、行われていない場合は利用者の意思もふまえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。

(4) 指定居宅介護支援の提供を求められたときには、利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定の有無、確認区分と要介護認定等の有効期間を確認させてもらいます。

(5) 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1ヵ月前には行われるよう必要な援助を行うものとします。

#### 6. 居宅介護支援等の具体的取扱方針

(1) 介護支援専門員は居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を開催します。

(2) 介護支援専門員は特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。

(3) 介護支援専門員は居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合に当たっては、当該計画に福祉用具が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催しその継続の必要性について検証をした上で継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載します。

(4) 介護支援専門員は居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づけるに当たっては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載します。

(5) 介護支援専門員は要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センター等に当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとします。

(6) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状態を踏まえた目標を設定するとともに、利用者本人を含

めたサービス担当者会議等を通じ、専門的な見地から意見を求め、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者の改善の可能性を実現するための適切なサービスを選択できるよう、利用者の自立に向けた目標指向型の計画を策定します。

- (7) サービス事業者に対して、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントに基づき、個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況等に関する報告をサービス事業者から月に1回聴取します。

## 7. 居宅介護支援サービスの終了について

- (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書等で申し出てくだされば解約できます。

- (2) 当外事業所の都合でサービスを終了する場合

当該事業所の人員不足やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の指定居宅介護支援事業者をご紹介します。

- (3) 自動的終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了いたします。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合

- (4) その他

利用者やご家族などが当該事業所及び介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただきます。

## 8. 苦情処理等について

- (1) 事業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため相談窓口の設置の他必要な措置を講じるものとします。

- (2) 当事業所における苦情の受付

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

主任介護支援専門員	大柳 智
介護支援専門員	幸林 礼子

○受付時間（通常）毎週月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

○電話番号 0184-38-4150

- (3) 行政機関等の受付

○にかほ市長寿支援課 電話番号0184-32-3042

○秋田県国民健康保険団体連合会 電話番号018-883-1550

## 9. 苦情処理を行うための処理体制及び手順

- (1) 苦情処理台帳に記載
- (2) 苦情についての事実確認を行う。
- (3) 苦情処理方法を記載し、管理者決裁
- (4) 処遇処理について関係者との連携を行う。
- (5) 苦情処理の改善について利用者に確認を行う。
- (6) 苦情処理は1日以内に行われることを原則とする。
- (7) 苦情処理についての成果等を台帳に記録する。

## 10. 秘密保持について

- (1) 当事業所の介護支援専門員やその他の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 当事業所は従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じることとします。
- (3) 当事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者及び家族の同意をあらかじめ得るものとします。

## 11. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、記録し再発防止に努めます。
- (2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償等を速やかに行うこととします。

## 12. 非常災害対策

- (1) 事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成し研修及び訓練を行います。
- (2) 関係機関と連絡を密にし、非常災害に必要な措置を講じます。

## 13. 身体拘束の適正化

- (1) 原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。但し、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 14. 虐待防止に関する対策

- (1) 人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。
- (2) 指針の整備、研修を実施します。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

(5)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	本藤 真一
-------------	-----	-------

#### 1 5. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

- (1) 事業所内の衛生管理、感染症予防に努めます。
- (2) 感染症の発生、その再発を防止するために感染症委員会を設置し、その結果について従業者に周知します。
- (3) 専任の担当者を置き、指針の整備、業務継続計画を策定、定期的な見直し、研修・訓練を行います。

#### 1 6. その他

- (1) 提供するサービスの第三者評価の実施状況。  
実施の有無 有・無
- (2)利用者と事業者はお互いに、信義誠実をもって履行するものとします。

<重要事項別紙>

・利用料金

項 目	算定方法	金額
居宅介護支援費 要介護1・2	1ヶ月	10,860円
居宅介護支援費 要介護3・4・5	1ヶ月	14,110円

・加 算

初回加算（初回及び2段階以上の変更認定を受けた場合）	1回	3,000円
入院時情報連携加算Ⅰ（入院した日）	1ヶ月	2,500円
入院時情報連携加算Ⅰ（入院した日の翌日又は翌々日）	1ヶ月	2,000円
退院・退所加算 連携1回カンファレンス参加無	1ヶ月	4,500円
退院・退所加算 連携2回カンファレンス参加無	1ヶ月	6,000円
退院・退所加算 連携1回カンファレンス参加有	1ヶ月	6,000円
退院・退所加算 連携2回カンファレンス参加有	1ヶ月	7,500円
退院・退所加算 連携3回カンファレンス参加有	1ヶ月	9,000円
通院時情報連携加算	1ヶ月	500円
緊急時居宅カンファレンス加算	1ヶ月	2,000円
ターミナルケアマネジメント加算	1ヶ月	4,000円
特定事業所加算（Ⅲ）	1ヶ月	3,230円

<重要事項別紙>

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりである。

(前6か月間：令和6年9月～令和7年2月)

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	14%
通所介護	35%
地域密着型通所介護	19%
福祉用具貸与	55%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	しあわせヘルプステーション(0571325703)	33%
	金浦ホームヘルプ事業所(0571313071)	26%
	ニチケアセンター本荘(0570500058)	15%
通所介護	浩寿苑デイサービス事業所 (0572503431)	74%
	デイサービス倅(0572512887)	14%
	デイサービスわかば武道島(0571321421)	7%
地域密着型通所介護	デイサービスふきのとう(0571324284)	53%
	デイサービスセンター合歓(0571313691)	27%
	通所介護事業所ハルモニア・にかほ(0571351584)	12%
福祉用具貸与	株式会社かんきょう(0570100297)	50%
	しあわせ福祉用具レンタル(0571326644)	41%
	福祉用具センター虹の街本荘(0570526483)	4%